

伊那市販路拡大事業補助金

市内中小企業者が、従業員の賃金引上げに向けた環境整備を図るため、展示会出展等に要する経費の一部を補助し、販路拡大につなげていただくことを目的とします。

上限額を50万円（1年度1企業者あたり）、1事業（1展示会）当たりの上限額は30万円に増額して販路拡大を支援します。

補助対象者

- ◆ 製造業又は新技術、新製品の研究開発を事業として営む中小企業者（従業員を雇用している者に限る。）

対象事業

- ◆ 市内の中小企業者が展示会等へ出展する事業で、次の（1）、（2）が対象です。

（1）工業展、商談会等の自社製品又は技術力を紹介するためのものであること。（現地即売会を除く。）

（2）自社製品又は技術力を紹介することによる販路拡大を目的とするマッチングサイト等※への掲載であること。

※同一のマッチングサイト等への掲載については、1事業者につき1回限りとする。

補助額

◆ 対象経費

展示品の製作に要する経費
展示会出展小間料、参加料等
展示会出品物搬出入経費
展示会説明員に要する人件費
展示会小間内装飾経費
パンフレット、PR動画等の作成費
マッチングサイト等の掲載料

◆ 補助率等

- 対象経費の**50%以内**
- 上限(1事業=1展示会等): 30万円
- 上限(1年度・1企業あたり): 50万円

上限**50万円**

1展示会あたり

上限30万円

申請方法

申請書等は伊那市公式HPからダウンロードください。

必要書類

申請書類

- 申請書（様式第1号）
- 実施計画書（様式第2号の2）
- 市税等納入確認同意書（市様式）
- 予算書（市様式）
- 経費の明細書
- 展示会のパンフレット等
- **従業員に対して1.5%以上の賃金引上げ方針を表明したことを証する書面**

提出

- 〒396-8617 伊那市新田3050番地 伊那市役所 商工振興課 宛
- 郵送か持参にて提出してください。
- **【実施期間】「交付決定後」から令和9年3月1日まで**に行った事業

交付決定

- 書類審査後、市から「交付決定通知書」が届きます。
- 展示会（およびサイト掲載）後には商談件数等の実績報告書類をいただきます。詳しくは交付決定時にご案内します。

よくある質問

Q. 申請はいつまで提出する必要がありますか？

A. 展示会等の開催日が「申請日より前」になる場合（すでに終了している展示会）は対象外となります。必ず、展示会等が開催される前に市へ申請を行ってください。

Q. 申請はいつまで受け付けていますか？

A. 申請は予算の上限に達し次第、受付終了となります。また、補助金を受けるには、事業完了後に3月15日までに実績報告が必要です。

Q. 同一年度内に複数の展示会に出展する場合、複数回の申請は可能ですか？

A. はい、可能です。ただし、1年度あたりの1企業の上限額はトータルで50万円となります。

（例：1回目の展示会で上限の30万円の補助を受けた場合、2回目の展示会で申請できる補助額は最大20万円となります。）

Q. 補助対象になる経費は何ですか？

A. 主な補助対象経費は次のとおりです。

展示会出展に直接必要な経費(例)

- ・ 展示品の製作費
- ・ 展示会出展の小間料、参加料 等
- ・ 展示会小間内の装飾費
- ・ パンフレット、PR動画等の作成費
- ・ 搬出入・輸送に関する経費(例)
- ・ 出品物等の輸送費(※輸送のために同乗することは可)
- ・ 出品物等の搬出入に必要なガソリン代、高速代
- ・ マatchingサイト等の掲載料

※同一のMatchingサイト等への掲載は1事業者につき1回限り

Q. 展示会説明員の人件費は、自社の従業員も対象になりますか？

A. いいえ、自社の役員および従業員の人件費は対象外となります。

本事業で対象となるのは、外部のスタッフ（派遣スタッフ、通訳、案内スタッフなど）を雇用・委託した場合の費用となります。

Q. 展示品の搬出入のためにレンタカーを借りた場合、その費用は対象になりますか？

A. はい、レンタカー代も対象となります。

また、その際にかかったガソリン代も対象となりますが、展示会場までの往復にかかった分を、走行距離や燃費などから合理的に算出して申請していただく必要があります。